

## 国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(令和5年3月13日告示第2号)

### (目的)

第1条 この告示は、本町における若者の定着及び人口減少克服の取組として、大学等を卒業後に就業する者で、本町に定住し、奨学金の返還を行う者に対して経済的負担軽減を図るため、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（就業年限2年以上の専門課程に限る。）及び高等学校をいう。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。
- (3) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

### (補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 国見町奨学金貸与条例（昭和37年国見町条例第7号）に基づき、国見町が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体奨学金
- (5) 大学等独自の奨学金
- (6) その他町長が認める奨学金

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員として就業している場合を除く。）、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）及びその専従者。
- (2) 第8条に規定する補助対象者の認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者

- (3) 第7条に規定する認定申請をする年度の4月1日において、満30歳に満たない者
  - (4) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ滞納していない者
  - (5) 町税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
  - (6) 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の10月1日から起算した1年間（以下「算定期間」という。）における各月の奨学金の返還金相当額（20,000円を限度とする。）の合計額とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあっては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の申請年度の10月1日（以下「交付基準日」という。）において国見町に定住した期間が1年に満たない場合は、定住した日の翌月分の奨学金の返還金から補助対象の返還金額とする。
- 4 繰上返還及び滞納繰越による奨学金の返還額は、前3項に規定する補助対象の返還金額に含まないものとする。
- 5 正規の修業年限によらない期間（病気療養その他やむを得ない事由による期間又は留学その他合理的な事由がある期間を除く。）に借り受けた奨学金の返還金額は、第1項から第3項に規定する補助対象の返還金額に含まないものとする。この場合において、正規の修業年限によらない期間に借り受けた奨学金があるときは、その返還金額を正規の修業年限に対して借り受けた奨学金の額とそれ以外の奨学金の額により按分するものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の対象となる期間は、第11条に規定する補助金の交付の申請を初めてする年度の前年度の10月1日から起算して継続して15年以内とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事実が生じた日の属する月までとする。
  - (1) 国見町に定住しなくなったとき
  - (2) 奨学金を完済したとき
  - (3) 奨学金の返還が免除されたとき
  - (4) 第4条第1号の規定に基づく就業を離職し、又は事業を営まなくなったとき

（補助対象者の認定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、国見町定住促進奨学金返還支援認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (2) 卒業見込証明書又は卒業証明書
- (3) 誓約書（第2号様式）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、国見町定住促進奨学金返還支援認定（却下）通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（認定後の届出）

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、定住を開始し、かつ、第4条第1号の規定に基づき就業し、又は事業を開始したときは、その日から起算して30日以内に、国見町定住促進奨学金返還支援認定届出書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、前条の規定に基づき、認定申請に際し提出した書類によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 大学等を卒業したことを証明する書類
- (2) 在職証明書（第5号様式）又は自営業等従事申立書（第6号様式）
- (3) 住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

（認定者の変更届）

第9条 認定者は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに国見町定住促進奨学金返還支援認定変更届（第7号様式）にその事実を証する書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 大学等を休学、復学又は転学したとき
- (2) 認定者の住所、氏名に変更が生じたとき
- (3) 認定者の就業又は事業に変更が生じたとき

2 町長は、前項に規定する届出を受理したときは、国見町定住促進奨学金返還支援認定変更承認通知書（第8号様式）により認定者に通知するものとする。

（認定の取消し等）

第10条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、国見町定住促進奨学金返還支援認定取消通知書（第9号様式）により当該認定者に通知するものとする。

- (1) 認定者が第8条に規定する認定後の届出をしないとき。
- (2) 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき。
- (3) 奨学金の借受が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）。
- (4) 奨学金の返還が免除されたとき。

(5) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。  
(交付の申請等)

第 11 条 補助金の交付の申請をしようとする認定者は、申請年度の 10 月 1 日から 10 月末日までに国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（第 10 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の申請を初めてする年度は、第 8 条に規定する認定後の届出の翌年度以降に行うものとする。

- (1) 在職証明書又は自営業等従事申立書
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 申請年度の前年度の 10 月 1 日から起算して 1 年間において返還した奨学金の額が分かる書類並びに返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
  - (4) 町税の完納を示す証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付の決定及び補助金の確定)

第 12 条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書（第 11 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更又は取下げ)

第 13 条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、国見町定住促進奨学金返還支援補助金変更交付（取消）承認申請書（第 12 号様式）を、遅延なく町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金変更交付（取消）承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、国見町定住促進奨学金返還支援補助金変更交付（取消）決定通知書（第 13 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、第 12 条の規定により補助金の交付の決定及び補助金の確定をした日から 30 日以内に交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この告示の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(完了報告及び実績報告の省略)

第16条 この告示に定める補助金の交付に関し、規則第13条に規定する完了報告書及び実績報告書の提出は、規則第18条の3の規定により、省略するものとする。

#### 附 則

(施行期日及び適用期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行し、第5条第1項に規定する算定期間は令和4年10月1日より適用する。

(令和5年度交付申請における特例)

2 令和5年度に限り、第11条第1項の規定によらず、補助金の交付の申請は、第8条に規定する認定後の届出と同一年度に行うことができる。

第1号様式(第7条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定申請書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定(却下)通知書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定届出書

[別紙参照]

第5号様式(第8条、第11条関係)

在職証明書

[別紙参照]

第6号様式(第8条、第11条関係)

自営業等従事申立書  
[別紙参照]

第7号様式(第9条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定変更届  
[別紙参照]

第8号様式(第9条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定変更承認通知書  
[別紙参照]

第9号様式(第10条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援認定取消通知書  
[別紙参照]

第10号様式(第11条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書  
[別紙参照]

第11号様式(第12条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書  
[別紙参照]

第12号様式(第13条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援補助金変更交付(取消)承認申請書  
[別紙参照]

第13号様式(第13条関係)

国見町定住促進奨学金返還支援補助金変更交付(取消)決定通知書  
[別紙参照]